

豊中市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

建設工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成25年10月1日から豊中市暴力団排除条例が施行されており、建設工事等の受注に際し、豊中市と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。

記

- 1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等
(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。)
- 2 様式 別紙(元請用、下請用)
- 3 提出期限
 - ・一般競争入札案件の元請負人は、事後審査の段階で、公告文に示す日時までに市へ提出
 - ・上記以外の案件の元請負人は、契約書を提出する際に市へ提出
 - ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、誓約書を元請負人を通じて市へ提出
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
 - ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して、違約金を徴収
 - ・市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、一定期間(2年又は1年+改善されるまで)入札参加除外措置を行い、公表
 - ・下請負人等で市の入札参加資格を有していない場合、一定期間(2年又は1年)公表
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
 - ・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない
 - ・市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合(当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。)は、3カ月の入札参加停止
- 6 誓約違反の措置を適用する範囲
 - ・誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合(改善された事実があっても措置する。)
 - ・誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合(ただし、契約までに改善された場合は措置しない。)
- 7 実施日 平成25年10月1日
(この取扱いは、平成25年10月1日以後に入札・契約手続きを行うものから適用)
- 8 FAQ
誓約書の提出に関する質問については、FAQのとおり

問い合わせ先
豊中市 総務部 契約検査室
工事等契約グループ TEL: 06-6858-2076

(元請用)

事業名： _____

誓約書

私は、豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、建設工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

一 私は、豊中市の公共工事その他の市の委託事務等を受注するに際して、豊中市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

二 私は、豊中市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

三 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

四 私が本誓約書一に該当する事業者であると豊中市が大阪府警察本部から通報を受け、又は豊中市の調査により判明した場合は、豊中市が豊中市暴力団排除条例及び豊中市が発注する契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、豊中市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により、その旨を公表することに同意します。

五 私が豊中市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合で、以下のいずれかに該当する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を豊中市に提出します。

- ・下請負人等との契約金額が500万円以上のもの。
- ・下請負人等との契約金額が明確でないもの。

六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると豊中市が大阪府警察本部から通報を受け、又は豊中市の調査により判明し、豊中市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

豊中市長 あて

年 月 日

- ・所在地
 - ・事業者名
 - ・代表者 印
- (契約書に押印する印鑑と同一印)
- ・代表者の生年月日 年 月 日

(参考) 豊中市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品 その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益等の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益等の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等(条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。)に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(参考) 豊中市暴力団排除条例(抜粋)

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方(以下「契約相手方」という。)並びに次に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならないものとする。

- ・ 下請負人(公共工事等に係る全ての請負人又は受託者(契約相手方を除く。)をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)
- ・ 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ・ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- ・ 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
- ・ 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
- ・ 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- ・ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
- ・ 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。
- ・ 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる措置を講じるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(下請用)

事業名： _____

誓 約 書

私は、豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、豊中市の公共工事その他の市の委託事務等を受注するに際して、豊中市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、豊中市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて豊中市へ提出されること及び豊中市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると豊中市が大阪府警察本部から通報を受け、又は豊中市の調査により判明した場合は、豊中市が豊中市暴力団排除条例及び豊中市が発注する契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、豊中市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が豊中市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合で、以下のいずれかに該当する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を豊中市に提出します。
 - ・下請負人等との契約金額が500万円以上のもの。
 - ・下請負人等との契約金額が明確でないもの。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると豊中市が大阪府警察本部から通報を受け、又は豊中市の調査により判明し、豊中市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

豊中市長 あて

年 月 日

・所在地
・事業者名
・代表者 印
(契約書に押印する印鑑と同一印)
・代表者の生年月日 年 月 日

(参考) 豊中市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品 その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益等の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益等の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等(条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。)に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(参考) 豊中市暴力団排除条例(抜粋)

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方(以下「契約相手方」という。)並びに次に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならないものとする。

- ・ 下請負人(公共工事等に係る全ての請負人又は受託者(契約相手方を除く。)をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)
- ・ 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ・ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- ・ 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
- ・ 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
- ・ 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- ・ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
- ・ 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。
- ・ 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる措置を講じるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

- 入札公告、入札説明書、仕様書等に誓約書の提出時期、提出先が記載されているので、よく確認してください。

基本的に、開札後に事後審査書類の提出を求める場合は、誓約書を事後審査の書類と併せて提出することになります。

なお、委託役務、物品購入等で、開札後に事後審査の書類を提出しない場合は、原則として契約の締結時に提出することとなります。

- 下請負人の誓約書は、元請負人が下請負人と下請負契約を締結する際に提出させ、元請負人が提出先に速やかに提出しなければなりません。誓約書を提出しない下請負人とは契約しないようにしてください。

(下請負人が暴力団密接関係者だったときの元請負人のペナルティー)

Q 6 下請負人が誓約書の内容に違反した場合は、元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人が誓約書に違反（暴力団密接関係者と判明）した場合は、当該下請契約を解除しなければなりません。また、豊中市として、違反者と契約を行っていた元請負人等から事情聴取を行うこととなります。

この際、誓約書を提出させているなど元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただ、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すこととなります。

- 元請負人が誓約書を徴していない場合は、入札参加停止となるほか、入札参加除外措置の措置要件に該当するのかが調査を行ったうえで、必要な措置を行います。

- 契約解除については、いままでの取扱いと変わらず、豊中市が元請負人に下請負人との契約解除を指導し、指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。

指導を受けた際にスムーズに下請契約を解除できるように、下請契約を締結するときは、豊中市と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

(誓約書の不提出と元請負人のペナルティー)

Q 7 下請負人等が誓約書を提出しない場合は3ヶ月の入札参加停止とありますが、提出が無い場合は元請負人にどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

- 下請負人等が誓約書（契約金額500万円未満を除く。）を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

- しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するように指導し、指導しても提出しないというときは、誓約書の提出先へ報告をお願いします。

- 必要な指導や報告を行っていれば、入札参加停止に問われることはありませんが、提出がないことを知りながら放置していたり、報告を怠るなどの場合には、入札参加停止措置を受けることがあります。

FAQ

(誓約書の提出範囲)

Q1 誓約書の提出は、契約金額が500万円以上の元請負人だけでなく、下請契約金額（資材・原材料等の納入契約金額）が500万円以上の下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）についても必要なのでしょうか。

- 全ての契約（工事、コンサル、委託役務、物品購入）を対象として、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等については、誓約書の提出が必要です。

(数度の契約の場合)

Q2 500万円未満の取引では誓約書は必要ないとされていますが、数度に分けて注文、納品を行う場合、500万円以上の取引になった下請負人等（納入業者、2次下請等を含む）も誓約書の提出が必要なのでしょうか。

- 同一案件における次の場合には、その契約金額の総額が500万円以上であれば、誓約書の提出が必要です。
 - ・ 同一業者が複数回受注する場合
 - ・ 複数現場の一括契約、資材の一括購入をする場合
 - ・ 変更契約を行ったことで契約金額の総額が500万円以上になった場合

(元請負人の確認)

Q3 元請負人は、下請負人が契約した契約金額500万円以上の契約をどのようにして把握すればよいのでしょうか。

- 下請負人等からの誓約書の徴収については、それぞれの契約関係において、契約書及び誓約書に基づき、その提出を求めるものであり、契約金額が500万円以上のものについては、元請負人を通じて豊中市に提出しなければなりません。
下請負人が下請負人等を使用する場合は、その下請負人の責任で誓約書を提出するように、元請負人として下請負人を指導してください。

(誓約書の押印)

Q4 誓約書に押す印鑑は、会社印でよいのでしょうか。

- 誓約書に押す印鑑は、契約書に使用する印鑑を押印するようにしてください。
また、下請負人には、下請負人との間で締結する契約書や注文請書に使用する印鑑を押印するように指導をお願いします。

(提出先・提出時期)

Q5 元請負人や下請負人の誓約書は、いつ、どこに出せばよいのでしょうか。